

市庁舎整備に関する調査特別委員会

(第 12 回) 会議録

会 議 年 月 日	平成 25 年 9 月 12 日 (木)		
開 会	午前 10 時 00 分	閉 会	午前 11 時 04 分
場 所	6 階 第 1 会議室		
出 席 委 員 (9 名)	委 員 長 中西照典 副委員長 吉田博幸 委 員 棕田昇一、寺坂寛夫、伊藤幾子、桑田達也、下村佳弘、 有松数紀、橋尾泰博		
欠 席 委 員	なし		
事 務 局 職 員	局次長：勝井節朗、議事係主任：増田和人		
出 席 説 明 員	総 務 部 長 : 羽場 恭一 庁 舎 整 備 局 長 : 亀屋 愛樹 庁 舎 整 備 局 次 長 : 中島伸一郎 庁 舎 整 備 局 長 補 佐 : 藏増 祐子 庁 舎 整 備 局 主 幹 : 宮崎 学 庁 舎 整 備 局 主 任 : 黒田 洋太 庁 舎 整 備 局 専 門 監 : 前田喜代和		
傍 聴 者	9 名 (別添のとおり)		
本日の会議に付した事件	別紙資料のとおり		
備 考			

午前10時00分 開会

◆中西照典 委員長 時間になりましたので、ただいまより平成25年8月鳥取市議会定例会、市庁舎整備に関する調査特別委員会第12回を開催いたします。

本日は、請願の審査ということであります。

その前に、せんだって伊藤委員のほうから、この委員会について議長のその当時の見解を聞いてほしいということでありましたので、事務局のほうから議長の報告をさせます。次長。

○勝井節朗 市議会事務局次長 委員長のほうからお聞きしましたら、執行部の動きに対してタイムリーに対応すべきであり、特別委員会を設置して議論の場をつくっていただきたいというのが委員長からの意見でございました。それを受けまして、1月11日の代表者会におきまして、あくまで委員会報告の延長上と位置づけることで特別委員会設置の合意が各会派でなされたということで、1月16日開会の臨時議会で当委員会が設置されたという運びでございます。

◆中西照典 委員長 という報告であります。

それでは、このたび出されました請願について、皆さんの、これは平成25年請願第5号、鳥取市庁舎整備に関する請願についてを議題にいたします。

これは紹介議員がいらっしゃいますので、まず紹介議員の方からお話を受け……。紹介議員はいらっしゃらないか、ここの委員会にはね、ごめんなさい。

では、これに対する賛成、反対の意見を皆さん、お願いいたします。

意見が出ないようですが、これはじゃあ、あれですか、このままそれぞれが皆さんよく事情もわかっておられる、内容も理解しておられるということで、ここで次に進めさせていただいていいですか。そういうことを確認しますけれども、次というのは決ですよね。それは今、初めに申し述べられたい、あるいは……。

はい、じゃあ、下村委員。

◆下村佳弘 委員 今、やっておられる作業を中止しなさいという請願ですけれども、今の状態で議会はどうしろこうしろとは言っていないわけで、執行部のほうとしても全体像というものがまだ見えてないということの中で、議会としてこれを総意としてやめてしまいなさいというような判断はちょっとできないじゃないかというふうに思います。これが仮に逆に継続とかどんどんやりなさいというような陳情、請願が出ても、これは、まあ、これもできないことであるというふうに、現時点ではもう判断するしかないじゃないかなというふうに考えます。だから、これがいいとか悪いとか、執行部がやっていることが是とか非とかではなくて、今の段階では判断できないということだろうと私は思います。

◆中西照典 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 全体像として見えてこない中でという御意見を今言われたのですけれども、先ほどこの特別委員会についての確認を報告していただいた中で、12月20日の前回の特別委員会の報告の延長上でって言うことを言われたということはね、要はあっち側、旧市立病院跡地に何か新しいものを建てるって言うことは想定されてなかったと私は理解しております、それはね。ここの場所で、何するかちゅうのは別問題で、とにかくあっちの旧市立病院跡地に何かを

建てるってというようなことは、その委員会報告の中には当然含まれてなかったと私は理解しておりますので。やはりその全体像として見えてこない中でも、あっち側に新しいものを建てるっていう基本方針案が出されている以上は、これはちょっとやっていることがおかしいのじゃないかというふうに私は言えると思います。

◆中西照典 委員長 下村委員。

◆下村佳弘 委員 委員会報告の延長線上であるというのは、私たちの議会が特別委員会をつくって、その委員会の中の報告の延長線上ですよということですよ。そのときには、どうしなさい、こうしなさいということは一切言っていないわけで。だから、向こうのほうに建てるとか建てるなとかいうことは言っていないわけですね、実際。だから、これは別に委員会報告があるなしにかかわらず、判断には関係ないというふうに思いますけどね。

◆中西照典 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 委員会報告では、住民投票の結果を尊重して引き続き市民の声を聞いてということが入っていますので、住民投票の結果を尊重すればね、場所でいえば旧市立病院跡地に何か新しいものができるということは含まれてないというのは、これは共通認識が持てることだと私は思っています。

◆中西照典 委員長 橋尾委員。

◆橋尾泰博 委員 この前の委員会のときもちょっと私が先走りして発言をして、有松委員のほうから、我々議会は丸投げをしたと、執行部に対してという発言があったのですが、私は丸投げをしたという認識はありません。それで、第3次の特別委員会におられたのが桑田委員さんと伊藤委員さんですが、3次の特別委員会の報告書をまとめる折に、2号案の検証をし変更案という形で報告をしたのですが、その中で今後の課題として新第2庁舎の建物ボリュームにかかわる事項、それから建物の性能に係る事項、それから基本計画時に調査すべき事項などが示された。そして、その折に工事費が31億ということになってきて、そのような大きな金額になるのであれば、現地ででの新築も可能性があるのではないかと報告書の最終段階でそういう日本設計からの意見が出てきまして、それについては、もう時間的な制約もあって議論もできなかった。結果、報告書では新築の可能性があるとする参考意見も示されましたが、これについての意見はまとまりませんでしたと、こういう経緯で報告書をまとめたのが実態であります。

それで、実はこのとき、その委員の皆さんの合意を図る上で、現地ででの耐震改修という方向性で縛るのではなく、日本設計のほうから新築の可能性があるという提案をされたのであれば、いわば執行部がどちらの計画を検討するにしても縛りを入れないほうがいいのではないかとこの御意見がたくさん出てまいりまして、このような取りまとめにしております。いわば我々は2号案の検証をして新築の議論はしてないと、この間の議会でも質問させていただきましたのは実態はそれでして。ですから、今の市長が進めておる市立病院跡地に防災あるいは機能面の充実を図るということでの提案というのは、我々、特別委員会が今日まで議論してきた経過とはやはり明らかにずれがあるという認識であります。ですから、決して丸投げしたという思いはありません。

そういうことで、桑田委員並びに伊藤さんに、伊藤委員さんは先ほど発言をされた中で意図はわかったのですが。桑田委員、どうなのでしょう、そういう思いで我々、特別委員会は報告書を取りまとめ、そして最後にやはり住民投票の結果を尊重し、今後も市民の声を取り入れて調査研究を続けていきたいと思いますという報告書に取りまとめた経緯があるわけですが、我々がきちっとした方向性が示されなかったということで、今、論点の切りかえがあるわけですが、そこら辺をちょっと整理してからでないと、なかなかこの請願の中身の濃い審議にはならないと思うのですが、御意見聞かせてください。

◆**中西照典 委員長** それは橋尾委員の思いということですからね、それについて桑田委員どう、意見を。

◆**桑田達也 委員** 私も第3次の特別委員にいました。今、橋尾委員の御説明に全てがあるわけでした、今、御紹介をされた第3次の委員長報告、橋尾委員が本会議でなされた報告でありますけれども、確かにこの建築法に係る事項であるとか、基本計画時に調査すべき事項などを示された。新築の可能性があるというのは、あくまで5回にわたっての特別委員会が実施をした日本設計との調整会議の中で、最終的にこの2号案については実現が困難という中で、この2号案の、住民投票で選ばれた2号案に限りなく近づけていくためにどのようにすればいいのだということを特別委員会で協議をし、調整会議で日本設計と協議を進めてきた、その結果、この実現が困難である。さらにその先に、もしその30数億あれば新築も可能であるという、あくまで参考意見が示されたということであって、この委員長報告の結論は、2号案が実現できなかったということが最終の結論であるということに私は間違いがない、こういうふうと考えております。

そして、この住民投票に、この委員長報告の最後に、市庁舎整備はまず喫緊の課題である。喫緊の課題、それはこの3・11以降、この防災に係る問題、また鳥取市が抱えている市民サービス窓口の問題、喫緊の課題がたくさんある中で、しかしながらこの議会が実施をした住民投票の結果というのは尊重するけども、今後その喫緊の課題を解決していくために市民の声を取り入れていくことが大事であるということで私たちは確認をしたと思うのです。まずこういった声を受けて、今の特別委員会も設置をされ、そして執行部としても市民の声を聞きながら、この基本計画案ということを進めてこられたという流れということで私は理解をしておりますので、先ほどの橋尾委員が言われたことも踏まえて、私たちが行ってきたことは間違いありません。その結果、今の基本計画案につながっているということも間違いありません、そのように私は理解しています。

◆**中西照典 委員長** 橋尾委員。

◆**橋尾泰博 委員** 私の認識とはちょっと違うのですが。今、桑田委員なんかでもおっしゃるのは、防災とか行政サービス機能の充実というか、喫緊の課題だという発言があったわけですがけれども。この市庁舎問題、ずっと長いこと議論やっていますよね、現実、月日だけはたっている。それで、言えば鳥取市が市立病院跡地に新築の市庁舎を建てるという基本計画もつくり、方針を決めたのが23年の6月ですよ。市役所を移転するという話であれば、その場所も決め建物の規模も決め建設費も決め、それだったら位置条例を出してそこで結論を出せばいい話で、

それをされなかった。あれからもう2年以上たっているわけですよ。2年あればね、この間、市庁舎の局長が言いましたけども、文化財調査でも2年かかると……。

◆中西照典 委員長 橋尾委員、ちょっとまとめて言ってくださいな。ずっとまたあらかじめ言うのじゃなしに……。

◆橋尾泰博 委員 いや、喫緊の……。

◆中西照典 委員長 いやいや、みなから、まとめてまず言ってくださいな。もうずっとあなたを意見を聞いとらんといけんが。そうじゃなしに、きちっとまとめてこうだって、今度は返したり、こうしないと。

◆橋尾泰博 委員 だけ返していますよ。

◆中西照典 委員長 だから、もっとまとめてください。

◆橋尾泰博 委員 発言するなということですか。

◆中西照典 委員長 発言するじゃない、まとめて言ってくださいな。

◆橋尾泰博 委員 だけ言いよりですが。

◆中西照典 委員長 橋尾さん、言ってください。意見言ってください。

◆橋尾泰博 委員 まとめてくださいっていう話でそこまで言われるのなら時間決めてもらって、その時間が来たらサインを送ってください、やめますから。

◆中西照典 委員長 あのね、時間を決めるとかそんな話はないですから。時間がじゃああるなら無制限にしゃべるのですか、そういうわけにいかんでしょ。ですから、もう少し段取りよくまとめてくださいって私は言っている。

◆橋尾泰博 委員 だから喫緊の課題だとおっしゃるのなら、23年の6月のときに結論出しとけばよかった話であってね、それをだらだら延ばしたのは市長でしょ。それを認めた議会もあるわけでしょ。そのことを私は申し上げたい。

◆中西照典 委員長 桑田委員。

◆桑田達也 委員 今、橋尾委員おっしゃるけどね、その喫緊の課題であるというふうはこの委員長報告で報告されたのは橋尾委員ですよ。この時点でですね、この12月の20日の本会議で、今、23年のお話がありますけども、それを議会としてずっと審議をしてきて最終的に第3回の特別委員会のこの委員長報告を私は言っているのです。喫緊の課題だと言って報告をされたのは橋尾委員長、あなたですよ。それをみずからが23年のところまでさかのぼってお話をされるのですか、おかしいじゃないですか、それは。

委員長、文面審査に戻ってください。

◆中西照典 委員長 先ほど事務局のほうからありました。あくまでも委員長報告に沿ってのこの委員会なのです。その委員長報告に沿っての解釈はそれぞれありますけども、やはり委員長報告にある文面の中で来ているわけですから、その裏にどういうっていうことを橋尾委員は言われますけども、やっぱりその文面の中からこの委員会ができているということだけ確認しておきます。

ほかに。有松委員。

◆有松数紀 委員 先ほどの橋尾委員の発言の中で、前回、私が執行部に委員長報告の中でという

表現を今、されたかどうか思いませんが、丸投げという言葉を使われて、私自身は丸投げという言葉一度も使ったことはありませんのでね。

◆橋尾泰博 委員 前回の委員会で言ったから言うのですけどね。

◆有松数紀 委員 丸投げという言葉。私はそんな言葉を使った覚えはありません、議事録拾ってもらったらいと思いますけども。委員長報告の中で、執行部にこれから先、庁舎建設に当たっての足かせになるようなことは盛り込むべきではないという発言で私は言ったつもりですから。それは確認をしてください。丸投げというような軽々な使い方で委員長報告されたとは私は思いませんし、本当に長い間、委員の皆さんがその文言一つに本当に1回1回戻りながら議論をされたという中で、一字一句選ばれた言葉だと思っていますんで、軽々しい思いだというふうに思って丸投げなんて言葉は使えんと私は思っています。

ただ、今、伊藤委員からも話がありましたけども、住民投票の結果を受けたら、ああいう移転新築のような案が出るはずはないという発言がありましたけど、委員長報告の中では、そういうことに関しても触れてはいないのですよね。結果的に2号案の検証でとどまって、そこでやめるべきだということで委員長報告は、そこまででとめているのです。ですから、ここで庁舎があるべきだというようなことは皆さんの思い込みであって、それぞれの思いの強いほうが、ここで建てるのが当たり前だろうとかって言うておられるだけのことで、それは執行部には当たらないと私は思っています。どういう庁舎建設が出てくるのか、私自身はフリーな立場で見守ってきていますし、その大前提とするのは住民投票の結果をしっかりと執行部も十分把握をした中で、その中で少し経過を、今、7カ月後、またそれから今日まで日にちがたっていますよね。そういったときの動きも考慮しながら、しっかりと鳥取市のふさわしい庁舎建設のあり方を示せということで私は待っていましたから……。

◆中西照典 委員長 有松委員、まとめて、次……。

◆有松数紀 委員 (聞きとり不能) という事ではないと思っています。

それでもう1点だけ、ちょっと確認をさせていただきたいのですけども。下村委員が先ほど言われたのですけども、もう少し様子を見るというか審査の時期ではないというような発言だったですかね。この請願の内容を見ると、基本方針案に基づくあらゆる作業を中止しということで、非常に強い言葉で願意が出ておると私は思っています。それをタイミングがどうのというようなことで、これから先に姿が見えるまでというような審査で本当に誠実な請願の審査になるのかなと思っていますし、だとするのだったら、いつこの審査はその時期に来るのかということ、ちょっと下村委員にお尋ねしてみたいのですけど。

◆中西照典 委員長 下村委員。

◆下村佳弘 委員 これ、執行部が今やっておられることがね、反対か賛成か、今の時点では私も判断はできません、それは。ただ、執行部が今進めておられることを、案ですよ、案ちゅうか途中経過ですけども、これを議会としてやめさせるというようなことは、決議も議決もしないのにできないということを私は申し上げております。それができるのは、執行部がはっきりとその案を示されて、それで議会に対してどうだいやといった時点が、これが議会が、じゃあ賛成だ反対だということを言えるわけだね。今の段階で、その作業を進めておる段階で、決

議も議決もしていないのに、これ条例でも予算案の議決でもないのに、これを出てきたからといってすぐに判断するというのはすごく難しいと思いますよ、逆に。

◆中西照典 委員長 橋尾委員。

◆橋尾泰博 委員 結局ね、今までずっと市庁舎の経緯をたどってきておる流れの中で、やはり住民投票の結果を尊重し、その線に沿って審議をしてきた、それが今こういう新たな基本方針案の全体構想の策定に入ってきたと。私はね、今まで議会であれ、執行部であれ、あるいは市民の皆さんであれ協調しながらここまでやってきた方向性を180度転換される、それがいとも簡単に転換できるという、この現状を議会として、やっぱり市長と議会というのは地方自治の両輪ですから、やはりそこはお互いに市長と議会とで議論していく場所がないと、今までの話と全然違う方向をぼんと提案されて、全体構想が見えないから、そこまでは判断できないなんてことでなくして、それ市長、おかしいじゃないかいと、我々が議論をやってきたのはこういう経過なのだよと、やっぱりその段取りを一つずつ踏んでいかないと、なかなか市民も議会も了解得られないよというようなところがないと、何か、お互いがもう好き勝手にやってような現状に見えて、私はかなわない。やっぱりそれは、今、我々議会の存在意義が問われているんだろうというふうに私は思っていますので、そこをやっぱり皆さんと一緒に議論してみたいと思います。

◆中西照典 委員長 それぞれこうして話されておりますが、きょうは陳情審査なので、まず賛成か反対か、あるいは下村委員のように審査ができないよという、きちっとその立場を明らかにして、一応、もう一度この請願についてあれしていただきたいと思います。寺坂委員。

◆寺坂寛夫 委員 この請願については、基本方針案に基づくあらゆる作業を中止してもらって…。

◆中西照典 委員長 ちょっと済みません、まず立場を明らかにしてください。

◆寺坂寛夫 委員 立場は不採択って言いますが、これは全然、請願については採択できるものではないという考えです。といいますのが、非常に、これまでも専門家委員会等、条例で検討され、市民アンケートもやられました。またそれに伴い、市のほうでは、執行部ではきちっとした対策会議も設けられまして基本方針案を作成されたと、非常にこれについてもまた市民のほうの説明会が行われております。非常にアンケートもそうですし、このデータを見てもほとんど半数半数、また見直すべき点は多く出ております。市民の人の考え方は、とにかくどうなつとるだ、今後どうなるのだ、予算はどうだ、どれだけの事業費がかかるのだということが聞かれ言われていると思います。特に、74億対20億ちゅうことで、20億にされた方がほとんど、この32億プラス汚染土の処分、文化財で43億ということがありまして、当時、日本設計ではそれぐらいかかるのでしたら5年ぐらい工事がかかると、文化財調査2年、それとかいろいろ、居ながら工事できない。5年ぐらいかかるということで、そういう43億もかけた新築にも相当するという考えだけであって、特に現地でどうのこうのという話はお出なかったと思いますし、そのことに基づいて議会では、これはもうできないと、2号案ではできないと。新たな実現可能にするためには43億ということになったけど、これでもまた問題があるということで、非常に、最終的には執行部への調査研究を続ける必要があるという格好で執行部に出したものです。

から。とにかく今やらなければ、ライフサイクルコスト、ランニングコスト、この庁舎、耐震を幾らやってもまた20年ほどしかもたない、そうすれば**(聞きとり不能)**調査、取り壊し、**(聞きとり不能)**、そういうことがよう出てきますがその辺は全部調べてもらって、耐用年数、早急に実施する方向性が必要だと思います。

以上の理由から、私はこの陳情に対しては不採択という考えです。

◆**中西照典 委員長** 討論ではないですけども、今までの話の中で、やはり皆さんそれぞれの立場が、それから思いもありますんで、やはりそれぞれの立場を明らかにして話していただいたほうがわかりやすいと思ってあえて言いました。これは別に討論でも何でもありませんから、そういう立場から言っておられるちゅうことでないと、ちょっとわかりにくいところがあるのだと思います。そのほかに。桑田委員。

◆**桑田達也 委員** ちょっと改めて先ほどの下村委員の御発言について、委員長も先ほどの下村委員の発言についても触れられましたけども、ちょっと私の理解を得るためにもう少しお聞かせいただきたいのですけど。

下村委員がおっしゃっているのは、いわゆるこの執行部が全体構想を明らかにするまでは、してからでないと、要するに議会として議論を深めていくことができないのではないかという御意見だというふうに私は思っています、捉えたわけですけども。ということは、現在この作業を中止しという、このたびのこの請願の文言を踏まえれば、考えれば、作業を中止すること自体は下村委員はおかしいのではないかと、この議会がそこに踏み入るべきではないという御意見なのかどうなのか。必ずしもこの請願をこの委員会で続けて審議をしていくということではないですよ。

◆**中西照典 委員長** 下村委員、じゃあ。

◆**下村佳弘 委員** やっぱり報告書の中では、これは議会として続けて調査研究をしていくということになつとるのですよね。それをやればいいわけで、執行部が今いろいろな面から可能性を探っておられる、そのことをやめさせるということは、この議会の議決も何にもしてないのにできないということだろうと思いますね。それだから判断できないということですね。

◆**有松数紀 委員** いやいや、ちょっと関連ですから切らんようにしてください。

◆**中西照典 委員長** 有松委員。

◆**有松数紀 委員** 私もちっと下村委員のお考えが、ちっと判断しかねて、あえてまた桑田委員の質問の後にさせていただくのですけども。請願に対して我々、今は審査で採決というかね、それに入りたいという中で今進めているのですけども、その採決に入れないということでこの請願に対する受けとめを下村委員はしておられるのか。それとも、ある時期が来たらこの請願を審査する時期が来るからそのときに審査すればいいのだという考えで言っておられるのか、ちっとそこら辺が私は判断しにくいものですから、あえてお尋ねをしたいと。

◆**中西照典 委員長** お願いします、下村委員。

◆**下村佳弘 委員** そういう提案が執行部からきちんとあるという時点が必ず来る、ですよ、市長みずから言っておられるわけですから。そのときには判断できる材料はきちんと整うわけですし、そのときにやればいいということですし、今の段階で判断できないかというふうに言わ

れば、そりゃあ、一番最初に申し上げましたように、これが推進の立場であっても、あるいは今のようにやめなさいという立場であっても支持はできない、どっちになっても支持はできないという立場に立たざるを得ないですね。

◆中西照典 委員長 そういう意見もあるということですね。

◆有松数紀 委員 審査……。〈聞きとり不能〉

◆下村佳弘 委員 審査はされればいい……。〈聞きとり不能〉

◆中西照典 委員長 マイクを通してもう一度言ってください。

◆下村佳弘 委員 だから審査は、この時点での審査ですから、こうやって委員会も開かれているわけですし、そのための。審査はされるということによろしいと思いますよ。

◆中西照典 委員長 確認しておきたいのは、この基本の方針案に基づくあらゆる作業中止という、その中止をしろとも言えないということですね。進めなさいとも言えないという立場ですね、ちょっと下村委員、ですね。

次、賛成、反対の立場から。あくまでこの文面に沿って言ってください。市議会は審議過程を十分に反映せずを、また十分に反映せずにさかのぼると大変なことになりますけど。

棕田委員。

◆棕田昇一 委員 先ほど有松委員のほうから、住民投票の結果のことにかかわって、住民投票の結果を把握した中で執行部があれこれ検討というか作業しておられると、こういう御意見ありました。住民投票の、そういう中でここで何がしかのということについては、もうそれぞれが考えていること、あるいは思い込んでいることだと、こういう御意見ありましたけどね。住民投票の結果をどう分析するかというのを、まさにいろんな意見がありますよね。私は市長の示しておられることについては全く同意できませんが、市長のような考え方もあり。だけどそれを私はこう思う、私はこう思う、と言っていたらいつまでもこれは平行線になってしまうわけですね。客観的な事実は住民投票であのような結果が出たと、それがもう客観的な事実ですよ。そこにこんな思いがあったとか、そこにこんな考えがあったというのは、いろいろそれぞれが解釈をしたり読んでいっていますけどね、客観的な事実だと、そのことが一つ。

もう一つは、そういう住民投票の結果を尊重して市民の意見を聞きながらこれから進めていくというのが、前回の特別委員会のまとめだったわけですよ。

そういう意味でいいますと、伊藤委員も言われましたが、市立病院の跡地に何らかの施設を建てるということは、これは全く考えられていない、いや、しかしそのことも書いてないと言われる。書いているからあるとか、書いていないからないという、時にはそれはそういう判断をせないけんときも物事にはあるかもしれませんが、今回のこの市庁舎問題にかかわる経過を見ると、その現在地以外のところ、あるいは旧市立病院跡地に建てるというようなことが示されていないということは、これまでの経過と住民投票の結果を踏まえると、それはまさに現在地での耐震改修を基本とする庁舎の整備をしていくということになるわけでありまして。私はそういう意味で、この請願はこれまでの私たち議会がたどってきたことを踏まえて、なおかつその市庁舎の整備をとどまてはいかんわけですから、進めていかないかんということで、そういう趣旨で請願されているものというふうにこの文面から私は読み取っております。ですか

ら、私は賛成、討論じゃないですけど、賛成でそういうふうを考えております。以上です。

◆中西照典 委員長 桑田委員。

◆桑田達也 委員 今、棕田委員のほうから客観的な判断においてこの住民投票云々と、御説明があったわけですが、確かにそのとおり、客観的に住民投票を受けとめ、そして第3回の特別委員会で、まさに客観的にこの検証を進めてきた結果、あのような委員長報告となって、そしてなおかつ客観的に尊重するという議会の立場と、そしてさらに今後の喫緊の課題である庁舎整備について、議会として客観的に市民の意識をどのように捉えていくのか、市民の声を広く求めていくのか、そこが委員長報告でまとめられていたわけです。ですから、執行部としても、これは私の意見ですが、現時点での市長の答弁がありましたが、その特別委員会の報告を受け、これまでの議会の議論も受け、いろんな情報が市民の中に改めて提供されている中で、市民の現時点での意識調査を実施し、あのアンケート結果になっているという状況の中で、私たちは議論を深めていかなくちやならないというのが、今の私たちの特別委員会の立場だろうと思います。

そういった意味で、私たちが何も主観的に物事を進めてきて、そして今のこの基本計画案ということになっているというふうには私は理解をしておりませんで、逆に、ここの文面に戻るわけですが、議会に対し十分説明することなく、また同意を得ることもせずと、そして基本方針案を発表しという、ここが棕田委員にもお尋ねしたいのですが、この本委員会に私たちはこういう十分な説明もなく、私たちが同意をすることもなく、今のこの基本方針案の策定ということが進められてきたのかどうなのか。私はこの委員会にさまざまな執行部からの報告をいただきながら現在に至っているという認識でおりますけども、このあたりがちょっと皆さんと少し認識のずれがあるのかなと思います。

それで、結論を言いますと、私は、文面審査ですから、この請願の審査は、こういう今、御紹介をした内容、ほかにもありますけども、少し我々委員会がたどってきた議論と認識が違うという、私は文面であるというふうに見受けておりまして、このたびのこの請願につきまして私は不採択の立場を表明したいというふうに思います。

◆中西照典 委員長 棕田委員。

◆棕田昇一 委員 今、桑田委員からありました中で、議会の同意というのはいらないですね。それは再三、私、特別委員会でも言ってまいりました。それだけじゃなくて、執行部がいろんな説明会を含めた広報等で議会の報告をしと、こういうような表現を使うと、その市民の中にはやっぱり議会用語に十分、私は以前もそうでしたけれど、なれてない方々もいて、報告しということは議会が同意したんかと、こういう誤解も生じるからということも私も再三申し上げてきましたが、いずれにしても同意ということではない。それだけではなくて、私も意見言いましたが、中西委員長も前回もそうでしたし、その前もあったと思いますけれど、執行部があれこれ進めて何でも後になってからこの議会に報告、説明ということについてもいかなものかという、こういう御意見といいますか注文といいますか、そういうこともあったわけでした。この請願書に書かれている中身については、全く問題ないといいますか事実であるというように私は認識をしております。以上です。

◆中西照典 委員長 有松委員。

◆有松数紀 委員 棕田委員が先ほど言われました、住民投票の結果ということですよね。文面審査には入るのですが、その中身のことを言っておられるというふうに理解をして、委員長報告の部分で言わせていただくと、客観的なという判断は、やっぱり2号案ができなかったということも客観的な事実だったのですよね。

そういった中で、住民投票は確かに多くの市民の皆さんが支持をされたという経過はあったのですが、じゃあその中でその特別委員会で議論されたことの中で、この耐震改修、一部増築というような共通認識だったのでしょうかね、最終的な委員長報告の中で。これが本当なら、共通認識であれば、ここですよということが盛り込めたはずなのですよね。それが盛り込めなかったということは、議会の中での共通認識ではないと私は判断をしています。それぞれがこの委員長報告の文面に、中身に見えてない部分を上手に読み取るという言葉にしましょうかね、私はそういうふうに思っているのです。ですから、ないものに関しては、こうあったはずだでっていう言い方を私は余り望まないというかね、不適切じゃないかなと。文面そのままですよ、委員長報告も、何も委員会は、議会のほうは条件をつけなかったのですからね、つけさせなかった、あえてね、つけなかったという、これが事実だと私は思っています。ですから、この請願に対して私も反対の立場で意見を言わせていただきました。

◆中西照典 委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 私はこの請願に対しては賛成の立場なのですが、初めのときにも言いましたけれども、やはり住民投票の結果を尊重するという委員長報告は、この現在地で対応していくということであって、旧市立病院跡地に何か新しいものを建てるものではないと理解しています。その根拠は、前回の橋尾委員長だったときの特別委員会の一番最後の委員会のときに私は確認しております。何なら議事録、休憩とって見てください。私はそれを根拠にずっと意見を言っております。

◆中西照典 委員長 棕田委員。

◆棕田昇一 委員 一つは、あえて条件をつけずにということでしたけど、しかし特別委員会報告は住民投票の結果を尊重してということですからね、その範囲で細かいことといえますか、については執行部を縛らないようにということであって、何も、だからこそ丸投げという表現が出てきて、有松さんが言ったとか言わんとかいうことじゃなくて、そういう理解といえますか、そういうふうに聞こえてくるわけで。私はそれこそまさに丸投げではなくて、あるいは白紙委任ではなくて、住民投票の結果を尊重するという前提の中で執行部ちゃんと考えてくださいよと、こういうことだったというふうに思います。

それからそれに関連して、2号案は実現できなかったということが報告書だったところおっしゃいますが、だとしたら私はそれを瑕疵がある住民投票であったと言わずして、何が瑕疵があったのだとね、実現できないようなものを住民投票にかけて、いろんな時間と労力といろんなエネルギーを費やしてやったとすれば、私たちの議会はどう責任とるのだと、私は単に市民の説明会をしましたとか、頭を下げて申しわけありませんでしたとか、そんなことで済むような話ではないと思います。いかがお考えなのでしょう。

◆中西照典 委員長 まだありますか。

じゃあ、桑田委員。

◆桑田達也 委員 今、棕田委員が議会の責任論ということをおっしゃったわけですが、確かに2号案、私たちは今、中西特別委員会の委員長がおられますけども、当時は検討会の中で議論をされてきた、長い時間をかけて委員さんが提案をされてきた2号案について議論をしてきたわけです。その結果がこの第3回の特別委員会できちっと結論づけられた、ここをまず認識をすべきであって、今、棕田委員がおっしゃった2号案それ自体の内容について、この議会が理解をしていなかったとか、内容が瑕疵があるのであれば私たちの責任がどうということであれば、まず、ここまで私は言いたくありませんけども、提案をされた会派の中でどこまで議論をされて、そしてこの検討会に提出をされたのかということもあえてお聞きしたいと思う……。

◆中西照典 委員長 桑田委員、ちょっと……。

◆桑田達也 委員 そこまで言うと言論がおかしくなりますからあれですけども。いずれにせよ、委員長報告の住民投票の結果を尊重しと、その後続く、今後も市民の声を取り入れて調査研究を続ける必要があるというふうに、議会としては委員長報告を受けておるわけです。ですから、その委員長報告を受けてより広く市民の声を取り入れる、その努力を執行部のほうもしてきたと思うし、私たちはその執行部の行ったアンケートであり報告をこの委員会で受けて今に至っているということを、私は理解をしていただかなければ前に進むことはできないし、その経緯を踏まえれば、この冒頭に下村委員のほうからありましたけども、基本方針案を持つあらゆる作業を中止しということを、今、私たちが判断をするべきことにはならないと。中止をするということを、この委員会で表明するということは私はできないというふうに思いますね。

それともう1点言えば、この橋尾委員のほうからもございましたけども、今後、市長とのそういう市長、執行部と議会との両輪の議論を深めていくのであれば、このあらゆる作業を中止しということは、なかなか判断としては適正ではないというふうに私は思います。橋尾委員の意見も伺った上で、改めてその作業を中止するということは、議会として判断することにはならない、こういうふうに思います。

◆中西照典 委員長 一言。

◆棕田昇一 委員 2号案を提案したのは結ではないかと、確かにそうですね。しかしそれは、結の案のまま、結ともう一つとのを人気投票をしたわけではなくて、まさに全会一致で条例をつくって1号案、2号案というふうにしたということは、それは議会の意思というか責任というか、ということであって、最初に誰が言い出したからそこが責任とすべきだ、そういう話は全くすりかえだと思います。桑田さんの真意は別として、すりかえになっちゃう。それだけは申し上げておきたいと思います。

◆中西照典 委員長 これはそれぞれ、この今の問題はちょっと置きます、それぞれの思いがさまざまあるようです。

今ちょっと橋尾委員から手が上がりましたが、もう一度言います。これは過去のことがありますんで、単純にこの請願書の文面だけでなかなかいかないのもよくわかります。ただ、今お聞きしていると、それぞれの立場あるいは思い、それから今までの過去の経過をどうい

ふうに捉まえているか、そういうことがあって、皆さんそれぞれの立場でお話ししとられますんで、多分この議論を幾ら時間かけてもその立場はほとんど変わらないんじゃないかと思われるます。

私としては、そろそろこの請願をどのようにするか、採決するにしても、先ほど言われたような、どうももう少し議論を次に延ばそうという意見もあるようですし、その辺のところに進んでいきたいと思えますけども、皆さん、どうでしょう。**(発言する者あり)**

じゃあ、一言ね。

◆**橋尾泰博 委員** 委員長にちょっと逆らって申しわけないのだけど、さっき桑田委員が文面審査をしようという中で、この書いてある文言の中で理解しづらいところがあるというような発言があったのですけども、どういう点がね、具体的に指摘してもらえれば何か議論が深まると思うのですよ。この市庁舎の特別委員会、私もいきさつからいったら1次から4次までずっと入っているの。やっぱり文面審査するのだったらこういうところがちょっと理解できないというところを指摘してもらって議論が深まると思うのだが。

◆**中西照典 委員長** その問題は先ほど桑田委員も述べられたように思いますので。

では、先ほども言いましたように、これは議決に入っていきたいと思えます。それぞれの討論はしていただきますけども、先ほど討論のような形をとらせていただきましたので、事務局、一応チェックしてあるよね、今の発言ね、今までの。先ほど正式に討論とは言っていない。しかし、これから討論入っていくという、大体同じことでしたら、また繰り返されてもなりますので、先ほど申しましたということで済ませていただければいいですけども。

じゃあ、決議に入らせていただいてよろしいでしょうか。

下村委員。

◆**下村佳弘 委員** 最初に継続を諮ってください。

◆**中西照典 委員長** 継続の理由は先ほど述べられたことですね、審査できないと、今現時点では、ですね。

じゃあ、それについて。

じゃあ、橋尾委員、はい。

◆**橋尾泰博 委員** 今、下村委員のほうから継続審議の提案があったのですけども、審議ができない、その全体構想が出ないからという……

◆**下村佳弘 委員** したじゃないですか

◆**橋尾泰博 委員** 何が。

◆**下村佳弘 委員** 話し合いしたじゃないですか。

◆**橋尾泰博 委員** いや、話し合いしたけど、ただそれが継続審査の私は理由になると思わん、理解できないな。

◆**下村佳弘 委員** それはうちの会派の考えだ。別にいい。

◆**中西照典 委員長** 有松委員。

◆**有松数紀 委員** 継続審査の話が出ました。私もこの請願の中身からして継続するというような中身ではないと思っています。とりあえず継続審査に対する意見として言わせていただきまし

た。これは直ちに議会の中で判断をして、改めて見直してくれ、検討し直してくれという願意ですから、継続という内容には当たらないし、議会はそういう状況で先送りするような判断は適当ではないと私は思っています。

◆中西照典 委員長 改めて確認しますが、継続審査にされる理由は、先ほど下村委員がずっと述べられていたことがありますね、あれが理由ですね。それは議事録きちっと確認してありますよね、下村委員の意見は、そこにね。

○増田和人 議事係主任 はい。とってあります。

◆中西照典 委員長 とってありますね。皆さんも改めて聞かれる必要はないですね、主張されたことは。

では、継続審査を求める動議が出されましたので、まず継続審査についてお諮りします。

平成25年請願5号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

挙手少数

◆中西照典 委員長 挙手が少数でありますので、よって、平成25年請願5号は継続審査とすることとは否決されました。

次に、平成25年請願5号、鳥取市庁舎整備に関する請願についての、請願を採決します。それぞれの討論については、先ほど述べられたこと以外に何か討論される方がいらっしゃれば受けませんが、よろしいですか。

伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 私はここの請願に賛成の立場なのですが、基本方針案に基づくあらゆる作業を中止しということについていろいろ意見が出ていましたけど、その後に、市民合意を得られる努力を重ねられるよう要請していただきたいということで、作業中止したって市民合意を得るための努力は続けなさいよとか、やりなさいよということが書いてあるわけなので、何もやらなくていいと言っているわけではないと私は理解しておりますので、この請願には賛成します。

◆中西照典 委員長 あの方々は、あえて審議の途中に立場を明らかにして話していただいています。そのことをもって討論の、それぞれ賛成、反対の討論の内容としたいと思いますけど、よろしいですか。

棕田委員。

◆棕田昇一 委員 私もこの請願には賛成だという立場ですが、先ほども伊藤委員からも御意見ありましたけど、今の状態というのは、ある意味本当に鳥取市の市民にとってはといいますか、状況としては大変不幸な状態で、やっぱり市庁舎の整備を進めていかないけんということ自体は、これはもうみんなが合意していることです。しかし、このまま一方的に進むと、やっぱり今の状態が続く、あるいはますます亀裂といいますか状態が悪くなるということで、やっぱりそれは議会と執行部とものでしょうし、執行部が市民、あるいは議会は市民との関係もそうでしょうし。やっぱりそういう庁舎整備の促進といいますか、推進を図っていくという共通の土台の上に、やっぱりそういう努力をしていく必要があるじゃないか。それは私たち議会にとってもその責任があるじゃないかと、私はそう思いますので、この請願はそういうことも含め

た内容だろうというふうに思いますので、私は賛成だということです。

◆中西照典 委員長 桑田委員。

◆桑田達也 委員 私は反対の立場で討論をさせていただきたいと思いますが、この書かれているように、基本方針案に基づくあらゆる作業を中止というこの文面は、これまでの私たちの議会の重ねてきた議論、それに対して異を唱える結果にもなりかねない、そのように私は思いますし、さらには今、多くの市民の皆さんがこの3・11以降、もう一日も早く防災対策として、喫緊の課題として、その市民の安心・安全の庁舎整備のあり方ということを多くの皆さんが求めているらっしゃる、議会とすれば市民のやはり生命、財産を守っていく、その緊急の課題に対して一日も歩みをとめることはできない、改めてこのあらゆる作業を中止して、どこからスタートしようとするのか、私は理解ができない。そのことを申し上げて私は反対とさせていただきたいと思います。

◆中西照典 委員長 橋尾委員。

◆橋尾泰博 委員 私は賛成の立場で発言をさせていただきたいと思いますが、今、桑田委員がおっしゃった基本方針案に基づくあらゆる作業を中止しという、今までの議会の審議してきた経過からして認められないというような発言があったのですが、私はその発言については全く理解できません。

今回、この市庁舎新築移転を問う市民の会からこういう請願が出てきたわけですが、この市民の会も長年にわたって住民運動をやってきておられます。この文面を読ませていただいて、私はこれに反対をされるという議員の皆様方の御認識がわかりません。やはり今日までの経過も踏まえながら今日に至っております。この市庁舎問題は喫緊の課題だということは、もう全議員同じ認識でおるわけですから、やはり、私この間の議会で質問させていただきましたけれども、今日の流れに来ておるに当たって、執行部のほうも2号案の検証を一切やっておられないということでございました。こういう姿が、私は我々議会としても執行部と対峙をしてきちんとした議論をしていかないと、なかなか市民の皆さんに御理解をいただける結果にはならんだろうと思いますし、議会の合意もとれないだろうというふうに思いますので、やはり、今の基本方針案というものを、作業を今とめていただいて、まずやらなきゃならんことをまずやりましょうという思いでおりますので、私はこの請願については賛成をいたします。

◆中西照典 委員長 有松委員。

◆有松数紀 委員 私は反対の立場で討論をさせていただきます。

執行部が今進めておる状況というのは、その当時の住民投票の結果を当然、十分踏まえた中で今日までの経過もまた加味しながら、今、市民に対して財政的にも市民サービスの点でも、どの部分にどういった庁舎を建てるのがいいのかということをしっかり今、検討してくれていると私は思っています。喫緊の課題というのは皆さんと一緒にです。私はもう急がなければいけないと直接市長にもお願いをした状況がございます。

ですから、議会が延ばしておるという状況をつくってはいけないということは皆さんと一緒にだと思いますけども、そういった意味で私は立ちどまって改めていうことではなしに、しっかり今の進め方の中で住民にも理解が得られるような努力を今後も続けていくべきだという思い

で、この請願に対しては反対という立場をとらせていただきます。

◆中西照典 委員長 では、下村委員。

◆下村佳弘 委員 継続と主張しましたが。あえて言わせていただければ、この庁舎をどこに建てようと、どういった庁舎にしようと、今、話し合っておられることは絶対に必要なことなのですよね、どういうふうにやろうと。これはしなければならないことを迅速にやっておられるということで、特にやめてくださいというような理由にはならないということで、反対の立場で討論させていただきます。

◆中西照典 委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫 委員 私は反対の立場で討論させていただきます。

先ほどから出ております市民の、この基本方針案、この問題については専門家委員会、今まで、以前については結局、建築的な20億、74億ちゅうのが出ておりました、市民には。それで住民投票、その結果が安いほうがいいという考えが、その時代、東日本大震災もありました、そういうマイナス、その辺の考え方が多かったというのが問題ですけど、これはあくまでもその時点での住民投票とかその結果でして、尊重というのは。その以降、あらゆる議会とか、あるいは専門家委員会、まちづくり、防災面、それとか市民サービス、あらゆる面を専門家にいろいろ委託して条例でやって取り組んだ段階ですので、非常にこのあらゆる防災面、市民サービス面、この辺の問題をどんどん進めていかなければ、市民はずっと変わってきています、状況も。その辺も喫緊の課題ですので、これは非常に早いこと取り組むべきだと思います、あらゆる作業を。必要なものはすべきだという考えです。

◆中西照典 委員長 それでは、皆さんそれぞれの立場で討論していただきました。

それでは、これより平成25年請願第5号、鳥取市庁舎に関する請願について採決します。

本請願の採択に賛成の方は挙手をお願いします。

挙手同数

◆中西照典 委員長 挙手同数でしたね、4、4でしたね。同数であります。

よって、委員会条例第15条第1項の規定により、委員長が平成25年請願第5号、鳥取市庁舎整備に関する請願に対する可否を採決します。

委員長は、請願第5号について、不採択といたします。結論は不採択ということであります。

不採択の理由は、委員長、副委員長、それぞれの立場がありますんで、2人のほうでそれぞれの出された不採択の理由を委員長、副委員長のほうでまとめて不採択の理由をこれからこしらえようと思いますけど、よろしいですか。一任していただけますか。いいですね。

じゃあ、委員長、副委員長のほうで不採択の理由は確認していきますので、よろしくお願いします。

それでは、これをもって平成25年8月鳥取市議会定例会、市庁舎整備に関する調査特別委員会第12回を閉会いたします。

午前11時04分 閉会